

第2回研究会の資料4の固定資産台帳の更新方法に係る追加の質疑応答について

| | |
|---|--|
| Q | <p>公有財産台帳と固定資産台帳を一元化について①～④についてどのような対応をしたのか。</p> <p>①一元化のステップ ②課題となった事項 ③関与部署 ④システム改修等の有無 など</p> |
| 1 | <p>東京都</p> <p>①新公会計制度の導入以前より、財産情報システム(公有財産台帳)に取得価格等の情報を有していたことから、これを活用することとし、減価償却等の必要な機能を追加して、固定資産台帳の機能を持たせた。 ②会計処理と財産管理が分離していたため、下記のとおり対応 ・会計データとは別に管理されている公有財産の情報を財務会計システムに連携させ、自動的に仕訳を発生 ・自動仕訳が発生しないケースでは、財産情報システム上の残高と財務会計システム上の勘定残高との照合作業を実施 ③会計管理局(新公会計制度の導入全般、財務会計システムの再構築) 財務局(財産情報システムの改修) ④財産情報システムを仕様変更するとともに、財務会計システムに資産情報を処理する機能を付加(財産情報システム) ・減価償却費、減価償却累計額を計算する機能 ・作成する財務諸表の最小単位が「歳出目」であるため、財産ごとに「歳出目」を登録する機能(財務会計システム) ・財産情報システムから受領したデータをもとに、歳出目ごとに勘定残高を集計する機能 ・財産情報システムから受領した非現金取引のデータをもとに、自動仕訳を行う機能</p> |
| A | <p>浜松市</p> <p>①開始時、平成21年度からの行政経営基幹システムの新規導入を見据え、同システム内の公有財産管理システムに公有財産台帳情報に金額情報を加えて固定資産台帳の管理簿とした。開始後、財産異動が生じる度に管理簿を修正している。 ②取得価格の捉え方について、固定資産台帳では設計費等を加えるが公有財産台帳上は加えない。また、複合施設の場合、公有財産台帳上は一体的に捕らえれば済むが、固定資産台帳上は資産類型別に切り分けが求められているなどの違いがある。 前者についてはシステム上の切り分けで対応できているが、後者については公有財産台帳ベースのシステムになっており、資産類型別の切り分けの必要が生じた際は手作業での対応。公有財産管理担当者にはその旨伝えてシステム段階での改善を求めているところ。 ③公有財産管理担当者・・・アセットマネジメント推進課 ・管理方法 公有財産管理担当者が固定資産台帳情報も含めて一元的に管理している。固定資産台帳の管理という目的が加わったことにより、公有財産台帳では本来必要としない設備機器の登録や金額情報の登録管理が必要となったが、公有財産管理担当者が理解して対応してくれている。 ④(①記載のとおり) 現行システムの導入時にあわせて導入済み、統一的基準導入にあわせて平成28年度に部分改修を実施</p> |
| | <p>宇城市</p> <p>公有財産台帳と固定資産台帳は一元化ではなく、総資産台帳のもとで公有財産台帳、固定資産台帳、備品台帳を作成。各台帳の範囲が異なるため共通項目だけを一元化している。 ① 合併後、公有財産台帳の記載内容が不明確(増減異動の処理がされていないなど)であった。また地理情報システム(GIS)の導入や地籍調査の完了により、机上での現況確認が可能になった。 土地、建物の洗出し作業を要し、データの一元化で台帳整備を実施することになった。 ② 財産台帳と資産台帳の対象範囲が違う点、法定公共物の残地の取扱いなどの整理。 各台帳整備の項目をすり合わせ、重複する項目を共通項目とし、情報量を減少させた。 ③ 財政課、公共施設マネジメント課 ④ 資産台帳システムの改修有り。 (公有財産台帳に必要な項目の追加、帳票や備品シール出力の対応)</p> <div data-bbox="1101 1500 1388 1758" style="text-align: center;"> <p>固定資産台帳 備品台帳 公有財産台帳</p> </div> |
| | <p>和光市</p> <p>①まず、既存の公有財産台帳と固定資産台帳の項目を比較し、どちらの目的にも使用できる管理項目を整理。その後、既存の公有財産台帳データを出力し、追加で必要となる情報をエクセルシート上で加え、地方公会計標準ソフトウェアの開始固定資産台帳として作成。 ②上記のような形式の変換作業が発生したほかには、特に課題はない。 ③財政課・総務課 ④地方公会計標準ソフトウェアの導入以外にはシステム改修は不要。</p> |

| | | | |
|-----|--|--|---|
| 2 | Q | 除却した固定資産はどのように確認して、固定資産台帳から削除しているのか。 | |
| | A | 東京都 | 除却等の非現金取引については、各局において公有財産台帳等の各資産システムに入力した登録内容が財務会計システムへ取り込まれ、自動的に仕訳が発生する。 制度所管部署より半期ごとに発出される依頼に基づき、各局が公有財産台帳への登録状況(除却を含む)の確認を行う。 さらに、監査委員による決算審査といった、現物と台帳の整合性を確保するための取組を通じて、各資産システムからの除却漏れを是正している。 |
| | | 浜松市 | 除却すべきタイミングで施設所管課が公有財産管理システム上で財産処分処理を行い、決裁処理の過程でアセットマネジメント推進課が確認をしている。その結果、連動して固定資産台帳からも削除される。 |
| | | 習志野市 | ①財産に関する調査の担当課データによる確認 ②建物総合損害共済保険による確認 ③期中における除却等の伝票確認 ④固定資産台帳は担当課ごとに毎年データ提供をしているので除却についても確認を依頼 ①～④で除却を確認後、除却費用や売却金額(消防車両や土地など)を確認後、仕訳処理を行い、そのデータに基づき固定資産台帳から外す。 |
| | | 宇城市 | ①土地・建物＝所管課から異動通知等が公共施設マネジメント課へ提出され、それをもとに財政課で除却処理 ②工作物＝異動通知を必須としていないため、現状では決算(解体設計・工事費)での確認及び工作物異動状況を全庁的に照会し、財政課で除却処理 ※ 今後は「宇城市財産管理規則」を見直し、工作物の異動報告を求める ③備品＝所管課から異動通知が契約検査課へ提出され、それをもとに財政課で除却処理 |
| 和光市 | 半年に一度の固定資産台帳の更新事務の際に、各課が変動事由に関するチェックリストを記入し、除却などの減少要因がある場合には除却のシステム処理を各課が行う。 | | |
| 3 | Q | 道路台帳等との整合性の確認について、特に道路台帳の更新時期と固定資産台帳更新時期が必ずしも一致していない中で、どう整合性を保つのか実務的に工夫しているのでしょうか。(道路台帳では測量が完了するまで登録されないため、固定資産台帳には契約額で既に登録されるため、チェック作業ができないのではないかと) | |
| | A | 東京都 | 工事完了後に固定資産台帳(道路資産管理システム)へ登録を行うとともに、事業施行部署において測量を行ったうえで管理部署へ道路台帳の引継を行うというように、一連の事務フローの中でそれぞれ登録を行うことで、各台帳の整合を図っている。 具体的には、道路資産管理システムは事業単位で執行された予算を把握して登録を行い、道路構成(延長、幅員等)も同時に入力することで、実態との整合を図っている。道路台帳は工事完了後の実態に基づき、測量を行い作成されるものであるため、実態が反映されたものとなっている。 |
| | | 浜松市 | 道路等の所管課に対し道路台帳との整合性(主に道路延長レベル)を保つように促している。 |
| | | 習志野市 | 固定資産台帳と道路台帳とは一体的な整合性を確認しているわけではなく、道路などは、あくまで支出伝票により建設仮勘定として仕訳し、完了払い時に担当課が伝票に添付する「固定資産登録票」の情報に基づき、固定資産の登録(本勘定への振替)を行う。 固定資産登録票には供用開始年月日を記載する欄を設けているが、道路は特に注意を払い、資産登録時に担当課と連絡調整を行う。 なお、固定資産の登録を契約金額で行うということはしておらず、執行データ(伝票情報)から固定資産台帳を作成している。 |
| | | 宇城市 | 道路台帳は実測で登録、固定資産台帳は設計書で登録するので、現況では、道路台帳と固定資産台帳が不一致の可能性はある。 当初の固定資産台帳整備では道路台帳を基に整備をしているが、今後、整備する部分についてはチェックする仕組みが必要と認識している。 |
| 和光市 | 号線ごとに施設コードを設定するなど、後日極力確認しやすいような工夫はしているが、基本的には整合性チェックが困難である状況である。 | | |

| Q | 公有財産台帳と固定資産台帳の突合作業を委託していますが、委託料及び作業期間はどれくらいかかるのか。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|------|--|--|--|--------|--------|---|---------|------|---|-----------|-----|---|-------|-----|---|--------|------|---|----|----------|---|------------|------|
| 4 | A 習志野市 | <p>・委託料 367,200円(税込) H29年度実績</p> <p>・主な委託内容</p> <p>① 受託者は、資産管理課備え付けの公有財産台帳に入力された前年度の異動データを出し、市に提供する(市は異動データを保有しているが、市に備え付けの公有財産台帳システムから異動データを出し、会計課が求める形式に整えることは公有財産担当課(資産管理課)の負担が大きい。そこで、システム会社に異動データを出し・送付してもらうことを契約に盛り込み、送付されたデータ(エクセル)を確認資料としている。)</p> <p>② 受託者は市より借り受けた固定資産台帳のデータを公有財産台帳のデータと突合せ、その結果を市に報告する。</p> <p>③ 市は結果を受け、固定資産台帳を修正し、受託者に再送付する。市と受託者は、固定資産台帳と公有財産台帳のデータが完全一致するまで突合作業を繰り返す。</p> <p>④ 突合作業完了後、受託者は市に成果物(公有財産台帳全データのエクセル[固定資産台帳の期末簿価をセット済み])を送付する。</p> <table border="1" data-bbox="639 555 1153 786"> <thead> <tr> <th colspan="3">突合内容</th> </tr> <tr> <th></th> <th>固定資産台帳</th> <th>公有財産台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>件名(資産名)</td> <td>所在地番</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>公会計所属(名称)</td> <td>所管課</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>取得年月日</td> <td>登記日</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>数量(数量)</td> <td>登記地積</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>備考</td> <td>管理番号+NO.</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>地目(土地)(名称)</td> <td>登記地目</td> </tr> </tbody> </table> <p>・作業期間</p> <p>①打ち合わせ 30分(委託初年度:約3時間)</p> <p>②突合作業 約5営業日(委託初年度:約10営業日)・・・固定資産台帳(土地部分)に前年度の異動反映後、受託者との間で3往復程度データ授受。</p> | 突合内容 | | | | 固定資産台帳 | 公有財産台帳 | ① | 件名(資産名) | 所在地番 | ② | 公会計所属(名称) | 所管課 | ③ | 取得年月日 | 登記日 | ④ | 数量(数量) | 登記地積 | ⑤ | 備考 | 管理番号+NO. | ⑥ | 地目(土地)(名称) | 登記地目 |
| 突合内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 固定資産台帳 | 公有財産台帳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① | 件名(資産名) | 所在地番 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② | 公会計所属(名称) | 所管課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | 取得年月日 | 登記日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ | 数量(数量) | 登記地積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ | 備考 | 管理番号+NO. | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ | 地目(土地)(名称) | 登記地目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | A 習志野市 | <p>公有財産台帳と固定資産台帳の突合は土地についてのみとのことでしたが、建物についてもいずれの台帳も面積情報を持っていること、また計上対象となる建物の範囲は同一であることから、一致を確認すべき対象と思われるが、突合作業をしていない理由は何か。</p> <p>土地は登記という客観的な事実に基づき、固定資産台帳・公有財産台帳・固定資産課税台帳(公有地は道路も登記されているので評価している)を土地面積という単位をもとに一体化が可能であった。建物は登記されていないものがあることや固定資産台帳では細かい単位での資産計上をしているが、公有財産(特に財産に関する調査などでは、面積の増減しか把握できない)との資産の取り扱いが違い、固定資産課税台帳も登記がないものも多く、一体化はできない。連携すべきものとしての突合作業は質問2のとおり確認している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | A 習志野市 | <p>出納閉鎖後のチェック(普通建設事業の概要)での、設計委託料や移転補償等の付随費用の計上もれがないかの確認について、資産計上の漏れを発見する手がかりとして何を見ることとしているのか実務上の工夫していることはあるのか。</p> <p>歳入歳出決算報告書に掲載している「普通建設事業の概要(参考資料①)」を詳細に作成している。出納閉鎖後、財政課より提供を受け、本体工事と付随費用の全てが漏れのないように確認している。なお、完了払い時に担当課が伝票に添付する「固定資産登録票」には、付随費用を記載する項目を設けています。</p> <p>※寄附は、「財産に関する調査作成時の内部資料(参考資料②)」を資産管理課より提供を受け、漏れのないように確認している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | A 和光市 | <p>新しい予算細節を用いて予算要求(実施計画入力)・予算執行を行っていくことになるとのことだが、細節が細かくなったことにより細節間での予算執行管理に手間がかかるのではないか。</p> <p>選択する予算科目の種類が若干の増加のため、予算執行管理の手間の増加にはほとんど影響はない。新しい科目間での細節間流用などが頻発しないような予算科目の細分化を心掛けたといった工夫をしている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

普通建設事業の概要(参考資料①)

普通建設事業等の概要

(単位:円)

| 支出科目 | 事業名 | 施工箇所 | 決算額 |
|---------|----------------------------------|-----------------|-------------|
| 8. 2. 2 | 橋りょう対策事業 | | 163,103,120 |
| 13 | 谷津第一跨線橋詳細調査・補修詳細設計業務委託 | 津田沼2丁目151番2地先 | 13,683,600 |
| | 袖ヶ浦2号立体橋詳細調査・補修詳細設計業務委託 | 袖ヶ浦1丁目28番1地先 | 6,036,800 |
| | 袖ヶ浦2号立体橋詳細調査・補修詳細設計業務委託 | 袖ヶ浦1丁目28番1地先 | 4,396,000 |
| | 鷺沼東跨線橋補修工事に伴う資材価格特別調査業務委託 | 市内全域 | 496,800 |
| | 鷺沼東跨線橋補修工事に伴う資材価格特別調査業務(その2)委託 | 市内全域 | 128,520 |
| | 市道03-036号線跨線橋補修工事に伴う資材価格特別調査業務委託 | 市内全域 | 205,200 |
| 15 | 鷺沼西跨線橋仮設階段設置工事 | 鷺沼台2丁目743番15地先 | 13,068,000 |
| | 鷺沼西跨線橋補修工事 | 鷺沼台2丁目743番15地先 | 7,852,200 |
| | 鷺沼西跨線橋補修工事 | 鷺沼台2丁目743番15地先 | 112,936,000 |
| | 鷺沼西跨線橋仮設階段撤去工事 | 鷺沼台2丁目743番15地先 | 4,300,000 |
| 8. 2. 3 | 道路改良事業 | | 44,610,123 |
| 13 | 市道00-012号線道路設計業務委託 | 実籾2丁目695番13地先 | 2,678,400 |
| | 市道00-012号線道路測量委託 | 実籾本郷628番1地先 | 1,836,000 |
| | 市道01-051号線分筆測量業務委託 | 谷津5丁目1076番5地先 | 496,800 |
| | 市道01-051号線物件調査委託 | 谷津5丁目1076番5地先 | 486,000 |
| 15 | 花咲1丁目地内私道整備工事 | 花咲1丁目4397番3地先 | 648,000 |
| | 市道00-014号線信号機移設工事 | 東習志野7丁目1番1地先 | 474,120 |
| | 市道01-051号線道路改良工事 | 谷津5丁目1066番1地先 | 2,581,200 |
| | 市道00-012号線歩道改良工事 | 屋敷3丁目165番10地先 | 5,400,000 |
| | 市道00-012号線歩道改良工事に伴う信号機移設工事 | 実籾2丁目681番2地先 | 1,285,200 |
| | 市道00-012号線道路改良工事 | 実籾2丁目681番2地先 | 4,700,000 |
| | 本大久保3丁目地内私道整備工事 | 本大久保3丁目2054番1地先 | 1,188,000 |
| | 市道01-051号線道路改良(その2)工事 | 谷津5丁目1076番5地先 | 2,354,400 |
| | 市道01-051号線道路改良(その2)に伴う付帯工事 | 谷津5丁目1076番78地先 | 1,036,800 |
| 17 | 市道01-051号線用地取得に伴う契約書用収入印紙 | 谷津5丁目1076番78 | 10,000 |
| | 市道01-051号線用地取得 | 谷津5丁目1076番78 | 12,060,390 |
| | 市道00-012号線及び00-116号線用地取得 | 本大久保5丁目164番3 | 1,066,040 |
| | 市道00-012号線及び00-116号線用地取得 | 実籾2丁目681番41 | 560,600 |
| 22 | 道路改良工事に伴う電気工作物移設補償 | 東習志野7丁目1番1地先 | 463,382 |
| | 市道01-051号線移転補償 | 谷津5丁目1076番78他 | 1,201,376 |
| | 道路改良工事に伴う電気工作物移設補償 | 谷津5丁目1066番1地先 | 262,355 |
| | 通行支障に伴う電気工作物移設補償 | 花咲2丁目4614番47地先 | 662,060 |
| | 市道00-012号線及び00-116号線移転補償 | 本大久保5丁目164番3 | 253,200 |
| | 市道00-012号線及び00-116号線移転補償 | 実籾2丁目681番41他 | 336,300 |
| | 市道00-012号線及び00-116号線移転補償 | 実籾2丁目681番41他 | 2,322,000 |
| | 市道00-012号線及び00-116号線移転補償 | 実籾2丁目681番41他 | 247,500 |

| 左の財源内訳 | | | | | 事業概要 |
|------------|------|------------|---------|------------|-----------------|
| 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 79,689,000 | 0 | 58,400,000 | 0 | 25,014,120 | |
| 7,525,000 | | 5,500,000 | | 658,600 | |
| 3,320,000 | | 2,400,000 | | 316,800 | |
| 2,418,000 | | 1,700,000 | | 278,000 | 平成27年度より継続費運次繰越 |
| | | | | 496,800 | |
| | | | | 128,520 | |
| | | | | 205,200 | |
| | | | | 13,068,000 | |
| 4,312,000 | | 3,100,000 | | 440,200 | |
| 62,114,000 | | 45,700,000 | | 5,122,000 | 平成27年度より一部繰越明許 |
| | | | | 4,300,000 | 平成29年度へ一部繰越明許 |
| 1,980,000 | 0 | 27,700,000 | 324,000 | 14,606,123 | |
| | | | | 2,678,400 | |
| | | | | 1,836,000 | |
| | | | | 496,800 | |
| | | | | 486,000 | |
| | | | 324,000 | 324,000 | |
| | | | | 474,120 | |
| | | 2,300,000 | | 281,200 | |
| 1,980,000 | | 3,000,000 | | 420,000 | |
| | | 1,100,000 | | 185,200 | |
| | | 4,200,000 | | 500,000 | 平成29年度へ一部繰越明許 |
| | | | | 1,188,000 | |
| | | 2,100,000 | | 254,400 | |
| | | | | 1,036,800 | |
| | | | | 10,000 | |
| | | 10,800,000 | | 1,260,390 | |
| | | | | | 平成27年度より一部繰越明許 |
| | | 1,400,000 | | 226,640 | 平成27年度より一部繰越明許 |
| | | | | 463,382 | |
| | | | | 1,201,376 | |
| | | | | 262,355 | |
| | | | | 662,060 | |
| | | | | | 平成27年度より一部繰越明許 |
| | | 2,800,000 | | 359,000 | 平成27年度より一部繰越明許 |
| | | | | | 平成27年度より一部繰越明許 |

